

# 暮らし得情報9

SEPTEMBER 2008

- 長野県消費生活条例が制定されました…………… 1
- 契約とは？  
トラブルに巻き込まれないためにも正しく理解しましょう…………… 2
- 多重債務者無料相談会を開催します…………… 4

## 長野県消費生活条例が制定されました

～平成21年1月1日に施行されます～

近年、高齢者などを狙った「次々販売」などの悪質商法や、架空請求による「振り込め詐欺」など、消費者が巻き込まれるトラブルが複雑多様で巧妙なものになっています。県では、こうした悪質商法などを規制し、被害の拡大を防止することで、県民の消費生活の安定と向上を図るため、長野県消費生活条例を制定しました。



## ポイント

### 県・事業者・消費者の責務と役割を明記

消費者の権利確立と自立支援を基本として消費者施策を推進します

### 不当な取引行為の形態を具体的に規定

法の抜け穴を狙う悪質商法を禁止し、消費者トラブルを防止します

### 県に調査・勧告・公表の権限を付与

商品などの安全確保や不当取引行為の防止を図ります

### 最近の法改正に対応した新たな取組を規定

国が公表した製品安全情報等の提供に努めます



○消費生活条例の説明会を9月から11月にかけて県下14ヶ所で開催します。  
参加費無料です。お気軽に御出席ください。

開催日時や会場については、最寄りの県地方事務所地域政策課  
又は生活文化課消費者係(電話:026-235-7172)にお尋ねください。

※長野県消費生活条例については、県のホームページで御覧いただけます。  
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/jyourei-jyoukyou.html>